

# 支部ニュース 団 東 京 2007年8月号 404

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201  
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623  
メールアドレス dantokyo@dream.com

## 今号の主な内容

若手学習会第1回（9月26日午後6時から）の講師決まる！  
東京地評・労働相談弁護団を募集します…ふるってご参加を  
ワーキングプアと非正規雇用……………鷺見賢一郎  
7月31日、都知事と都教委に要請  
東京都戦没者霊苑をご存知ですか？  
支部35周年 記念出版物ほか  
7月幹事会報告  
日誌

## 若手学習会第1回（9月26日午後6時から）の 講師決まる！

前回の支部ニュースでお伝えしていた団東京支部若手学習会第1回の講師及び内容が決定いたしました。

日時 07年9月26日（水）午後6時～

場所 自由法曹団東京支部

内容 「民事交通事故」 午後6時～午後7時

講師：君和田伸仁団員

マニュアル等を読んでもなかなか理解しにくい民事交通事故の事件処理のノウハウについてお話をうかがいます。

「家永教科書裁判・日の丸君が代裁判」午後7時～午後8時

講師：加藤文也団員

家永教科書裁判に取り組みました加藤文也団員から、裁判にかけた思いや苦勞、憲法裁判のやりがいなどについてお話をうかがいます。

# 東京地評・労働相談弁護団を募集します ふるってご参加を

幹事長 小部 正 治

「日本労働弁護団」と誤解されるような報道をしたことに関して、複数の方からご指摘頂き、まず冒頭に謝罪致します。

かねてから団東京支部は、東京都におけるローカルセンターである東京地評と協力共同を進めてきました。特に、地評の行う労働相談には毎年弁護士を派遣してきました。ここ数年地評の労働相談者は急増し2000人を越える盛況です。労使の自主的解決が基本ですが、最近では労働審判・本裁判など第三者機関への提訴を希望する方も増えているようです。そこで団東京支部は、幹事会での討議を経て別紙の通りの「申し合わせ事項」を提起し、地評とも7月4日及びそれ以降に懇談・協議をおこなった結果、正式に合意に至りました。そこで、実際のイメージを説明するとともに、東京支部の団員の多くの方々がこの弁護団に参加するよう要請し、募集を開始します。

## 【 参加希望者は 】

11月14日夜6時30分から、東京地評(大塚駅徒歩5分、丸の内線新大塚駅7分)において東京地評・労働相談弁護団の「結団式」(発会式)を行うことが決まっています。参加希望者は、その日程を手帳に入れ、同時に、団東京支部に氏名(事務所名及び期も)を連絡下さい。10月26日の幹事会を締め切りとします。

## 【 労働相談業務 】

東京地評が開催する労働相談(定例のもの又は臨時のものあるいは特定の分野に関するもの)のうち弁護士が直接面談する相談に関しては、弁護団名簿に基づき相談日をきめます(顧問弁護団として地評の運動や組織運営に参画するものではありません)。

## 【 事件配転 】

地評の労働相談の外に関係単産などに関する労働事件や「働くもののいのちと健康を守る東京センター」などから来る労災・職業病事件なども対象となります。

予め作成されている弁護団名簿に基づき、東京地評の担当者が地域や分野を検討して当該相談者にふさわしい弁護士を選択して相談・受任を依頼します(一定の時間に連絡がつかないときは、別の弁護士に順次連絡を取り、決定するまで連絡を取ります)。

## 【 事件相談と受任 】

地評から紹介された当該相談者と面談して相談に応じます。事件を受任するときは、委任は当該労働者と弁護士の直接契約とします。

## 【 弁護士費用 】

第1回相談は5000円(税別)を目安とし、着手金及び報酬は各弁護士・各法律事務所の規定に従います。

## 【 事件報告 】

相談事件の結果（受任したときはその概要も）と受任した事件の結果は、それぞれ定められた書式に基づき報告します（地評として全体の把握をし、統計を取ります）。

【 事件相談・交流・報告研究会 】

年数回、全員が参加して担当事件に関する相談・交流・報告会を行い力量を高めます。うち1回は弁護団総会を行い、人事や体制その他を協議します。

【 日当 】

弁護団員には、顧問料はなく、労働相談業務や事件相談交流報告会に参加する毎に1日単位で日当が支給されます（当面1日3000円です）。

【 弁護団の概要と規模 】

当面20名前後が適正な規模と思いますが、団東京支部員であれば誰でも参加できます。同時に、23区内及び三多摩地域の弁護士8名以上の事務所からは1名ないし2名ほど必ず参加頂きたいと考えています。

<申し合わせ事項>

1 名 称

この弁護団の名称を東京地評・労働相談弁護団とし、住所を東京地評におく。

2 役 割

東京地評に係る労働相談を担当し、又は事件として受任する。

3 構 成

自由法曹団東京支部が推薦する弁護士をもって構成する。

4 役 員

弁護団に幹事長と事務局長・事務局次長をおく。

東京地評に弁護団担当者をおく。

5 活 動

東京地評の依頼により次の活動を行う。

(1) 各弁護士は東京地評が開催する労働相談を担当する。

(2) 各弁護士は東京地評に係る労働事件を受任する。

(3) 各弁護士は、定期的に会議を開催して担当事件の報告・研究・交流等を行う。

6 弁護士費用

(1) 各弁護士が東京地評に係る労働事件を担当するときは、当該労働者と各弁護士が委任契約を締結し費用を受領する。

費用の水準に関しては、事件の経済的利益を基準としつつも労働者の収入等を勘案して決定することとする。

(2) 各弁護士が東京地評の依頼により労働相談を担当し、又は会議に参加したときは東京地評が定める費用を支払うこととする。

7 協 議

申し合わせ事項にない事項又は申し合わせ事項の改訂に関しては、すみやかに協議を行うこととする。

2007年7月4日

東京地方労働組合評議会 自由法曹団東京支部

# ワーキングプアと非正規雇用

鷲見賢一郎 代々木総合法律事務所

## 1 年収150～200万円の非正規雇用

いま、大企業が史上最高の利益をあげるなかで、非正規雇用労働者を中心にワーキングプア（働く貧困層）が広がっています。トヨタのまご会社光洋シーリングテクノ(株)の偽装請負労働者の年収は、残業をしなければ200万円弱、残業をしても200万円台でした。これに対して、同じ仕事をしていても正規労働者は年収500万円台なのです。そして、職場では、偽装請負労働者が増やされていました。パート・アルバイト労働者は全国で1125万人いますが、年収200万円に満たない労働者が多数をしめているのではないのでしょうか。

大分キャノンの請負労働者は、「手取りは月12～13万円で、『スーパーで1キロ100円の小麦粉を買ってきて、フライパンで焼いた。それだけで1週間、食いつないだ』、『ご飯にしようゆとかつお節をふりかけただけ、それも茶わん1杯で3日間すごした』、『10束198円のそうめんを買い、1食1束だけ』」（「しんぶん赤旗」日曜版取材チーム著「ワーキングプアと偽装請負」91～92頁）という生活を余儀なくされています。取材した記者は、「実際に小麦粉を焼いたり、そうめんをゆでて見せてくれました。涙が出そうになりました。」（同92頁）と述べています。

このような労働者の犠牲のうえに、トヨタやキャノンは史上最高の利益をあげ、役員もまた史上最高の役員報酬を得ているのです。許されることではありません。

## 2 法律を変えてでも偽装請負・“麻薬”を続けようとする財界大企業

人件費の安いアジアに生産拠点を移す動きが強まるなかで、大企業は、技術流出を避けるため、ハイテク製品の生産をアジアに移転させないで国内で生産する道を選びました。そして、大企業は、人件費の安いアジアでの生産に対抗するために、徹底した労働コストの削減に取り組みました。このようななかで、偽装請負は、1990年代後半以降生まれ、蔓延してきました。

「『われわれ請負会社は、“麻薬”ですから。やすいコストで活用できるうえ、いつでも“解雇”できる、そんな便利な労働者の存在を知ってしまったメーカーがわれわれと縁を切れるわけがない』ある請負会社幹部はそう断言する。」（東洋経済新報社刊、風間直樹著「雇用融解」

頁）ここに、大企業が違法を承知で偽装請負を利用する秘密があります（なお、朝日新聞特別報道チーム著「偽装請負」33～35頁参照）

昨年来、偽装請負の違法性と受入れ企業の直接雇用義務が明らかにされてきました。しかし、財界大企業は、年収200万円の労働者を利用できる偽装請負を改めようとする気はまったくありません。御手洗富士夫日本経団連会長（キャノン会長）は、06年10月13日の経済財

政諮問会議で、「3年たったなら正社員にしると硬直的にすると、日本のコストは硬直的になってしまう。もう少し市場にまかせてほしい。派遣法を見直してもらいたい」と主張しました。自社の違法行為が指摘されると、法律を変えるというのですから、その厚顔無恥も極まっています。

### 3 9 . 3 シンポジウムに参加を

自由法曹団では、9月3日午後6時から、後記の要領で、シンポジウム「非正規労働者の実態とその権利保障 理論と実践」を開きます。私も報告者の一人です。私は、非正規雇用の人権侵害の悲惨な実態が放置されるようでは、日本の「ものづくり」にも、また、社会のあり方にも大きな災厄をもたらすと思います。非正規雇用の人権侵害の実態を是正する取組は、人間らしく生き、働くルールを確立し、公平・公正な社会をつくる取組だと思っています。

是非、多数の東京支部の団員にシンポジウムに参加いただき、ともに議論できたらと思います。

## シンポジウム「非正規労働者の実態とその権利保障 理論と実践」

と き：9月3日午後6時～

ところ：自由法曹団本部会議室

岩田 幸雄（全国労働組合総連合副議長）

「非正規雇用問題についての全労連のとりくみ」

伊藤 潤一（東京地方労働組合評議会副議長）

「非正規雇用問題についての東京地評のとりくみ」

河添 誠（東京公務公共一般労働組合青年一般支部書記長）

「青年労働者の現状と首都圏青年ユニオンのとりくみ」

鷺見 賢一郎（自由法曹団東京支部・弁護士）

「非正規労働者の権利と今後のとりくみの方向」

**日本の将来を考える大きな問題！**

**東京支部から、大勢の参加をお願いします。（東京支部執行部）**

## 7月31日、都知事と都教委に要請

1, 7月31日、都庁に靖国参拝中止と教科書採択問題で要請・抗議に行ってきました。参加者は小部幹事長と大崎です。

2, まずは都知事宛に靖国神社参拝中止要請です。行き先は知事本局の小暮氏宛です。

実はこれまで要請というと事務局の伊藤さんにお任せして伊藤さんの後についていけばいいだけだったのですが、この日、伊藤さんは憲法問題活動者会議参加の代休でお休み。いったい私はどこに行けばいいのか、果たして無事相手に会えるのか、不安を抱えつつ都庁1階の受付へ。知事本局へ陳情に来たという7階へ行ってくださいと言われ、エレベーターで7階へ。

エレベーターを降りると目の前に空港の、というより東京地裁の受付にあるような身体検査のゲートがおいてあります。裁判所では弁護士バッジを見せればゲートをくぐらなくていいのですが都庁では弁護士バッジは通用しません。ゲートをくぐろうとしてガードマンの人に、知事本局に要請に来たと告げるとゲートをくぐらずに奥に通してくれました。

知事がいるからゲートを用意しているのか、その知事への要請なのでゲートをくぐらなくていいのか、ともあれ次の受付へ。

そこに知事本局の小暮さんが現れ、別の小さな会議室に通されました。その部屋は窓もなく4人も入れればいっぱい小さい部屋でしたが、伊藤さんがアポを取ったときの様子では部屋さえ用意されていないのではという感じだったようなので、とにかく話は聞いてくれるのだらうと思い、ほっとして要請に。小部幹事長と大崎で極めて紳士的に、かつ言いたいことはしっかり伝えてきました。

後日の回答を求めるまでもなく8月15日になれば結果は出るのですから、小暮さんには趣旨を伝えてもらうことに。

いつもは伊藤さんに写真を撮ってもらうのですが、今日は私が臨時のカメラマン。といっても使うのは使い捨てカメラ。いえ、デジカメの使い方が分からない訳じゃありません。デジカメのシャッターを押そうとして思わずファインダーをのぞき込むようにカメラを顔に近づけるなんてしたことはありませんよ。

3, 次は都教委へ。つくる会教科書をまたもや都教委が採択したことへの抗議。こちらは部屋をきちんと用意してくれていました。行ってみると部屋の外に職員が出て、私たちを待っています。歓迎しているのか、早く来て早く終わってほしいと思っているのか。

通された部屋はさっきとは変わって20~30人くらい入れそうな大きな部屋。そこに支部から2人、都教委から2人。ですから広々というか、あまり私たちと近づきたくないのか。

写真を撮ろうとすると、都教委側は1枚ですよと注意。1枚だけといわれるともう少し撮ろうかと思ってしまいます。プロではないので失敗があるといけないからと言って2枚目も撮りますが撮影枚数は結局4枚。いえ、小心者ではありません。常識的な対応です。

とこれだけ書いたのでは部屋と写真の話だけで終わってしまうので要請内容と都教委の対応から少し。小部幹事長から教育の関連で、生徒には人権教育、労働者の権利の教育をきちんと行ってほしい、そのためには弁護士としても協力したいと発展的な話が。都教委の人はその点に興味を示し質問があったので、法教育の講義を設けてそこに弁護士が講師として話をしに行くというイメージを話したりしました。まあ、興味を持ってもらいたいのとはそこではなくて本題の教科書なんです。

4、かくて要請行動は無事終わりました。特にこれ以上の落ちはありませんので、かわりに要請の写真でも貼り付けておきますね。

都教委で

都知事本局で

## 東京都戦没者霊苑をご存知ですか？

自由法曹団事務所会議室の窓から、通りの反対側を眺めると、礪川公園のこんもりとした緑が見えます。この公園の右手、坂の一段上に、公園の緑に隠れるようにして、静かに「東京都戦没者霊苑」があるのをご存知ですか？

敷地は、小石川陸軍工科学校跡地、その昔は水戸藩上屋敷の一部とのこと。昭和35年に東京都戦没者霊苑が建設され、その後、施設の老朽化と慰霊祭に参加する遺族の高齢化に配慮し、昭和63年に全面改修したそうです。坂の上にあるので、高い夏の空が広く見え、墓碑を思わせるモニュメントがいくつもならんでいるせいか、まるで映画「天空の城 ラピュタ」のような“異空間”に迷い込んでしまったような気がします。

建物の2階には、戦争で亡くなった方の遺品や家族に宛てた手紙、遺族や戦友が硫黄島から持ち帰った遺品などが展示されています。それほど広い展示室ではありませんが、そこにあるひとつ・ひとつが、重い遺言を私たちに伝えてくれます。

この霊苑は、「さきの大戦で尊い犠牲となったすべてのみ霊をお慰めし、平和を願う強い都民の決意を表すために建立された」とのことです。

土・日・祝日は9:00～17:00、平日は9:00～20:00 開苑、入苑無料です。平和を願う夏、ぜひ一度お立ち寄りください。

## 支部35周年 記念出版物 ほか

東京支部の35周年記念行事成功へ向けて準備が着々と進行しています。

1, まず、みなさまにお願いです。

手帳を開けて来年の2月22日(金)の午後は支部35周年記念行事として予定を記入してください。

2月22日は、支部総会、シンポジウム、レセプションなど午後いっぱい35周年記念行事を行う予定でいます。場所は如水会館(千代田区一ツ橋2丁目1番1号)です。

来年のこの時期、まだまだみなさまの予定は空いているはず。というか、もともと支部総会を予定していた日なので、すでに手帳に書き込んでいる「支部総会」の文字を「支部35周年」と書き換えるだけでOKです。手帳に来年2月のページがないという方は来年1月の手帳の最後のページに2月22日の支部35周年をお書き下さい。

2が3つのぞろ目の日ですから、もう忘れません。

2, 35周年記念行事としては、記念出版物についても計画しています。

7月幹事会では、この記念出版物について話し合いました。いろいろと意見交換をしましたが、やっぱり出版物は出すという方向で検討しています。そのため執行部以外の方にもご協力をいただいています。

3, 35周年を盛り上げていくために、ぜひともみなさまのご意見をお寄せ下さい。またご協力のほどをよろしくお願いします。

さらに今後の進捗状況について支部ニュースその他でお伝えしていきます。

**第18回 自由法曹団東京支部 秋のソフトボール大会**

**11月5日(月)に開催!**

**表彰式・懇親会も例年通りの予定**

**出場チームの受付開始します**

詳細については後日お知らせ致しますので、取りあえず日程を確保してください。



# 7月幹事会報告

2007年7月26日 参加者14名

## 1, 改憲問題

- (1) 7月29, 30日に開催される団本部改憲問題活動者会議。全体で99名参加予定。また、団本部改憲対策本部に、支部からは事務局次長・鈴木剛団員が担当。
- (2) 集団的自衛権について「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」議事要旨から、大崎事務局長が抜粋したものを説明した。
- (3) 「石原東京都知事に対し靖国神社への参拝中止を求める要請書」を採択。幹事長事務局長が持っていくことになった。オリンピックと矛盾することを追加する。
- (4) 自衛隊による市民運動に対する監視について各地の単位会で決議が上がっている。
- (5) 慰安婦問題、選挙のあとにアメリカ議会で決議があげられる。(東京支部では8月1日に声明を出した。)
- (6) 貧困、格差との闘いと憲法問題の結合。  
8月3日、これに関する二弁主催の集会がある。

## 2, 教育問題

東京都教育委員会を団支部の伊藤事務員が傍聴した。委員から口頭で意見が出されることもなく、マルをつけて採択、公民と歴史は全員一致で扶桑社の教科書となった。

採択された後になって、内館委員から“音楽・国語の教科書にあるべき曲や文学作品がない”、“マンガが多すぎて品格がない”などの意見が出された。

傍聴希望者が26名来庁したのに、委員会室には20名しか入れない。マイクの音を最大に上げて聞き取れないほど声が小さく、ぼそぼそとしかしゃべらない。傍聴をする権利が妨げられている気がした。

この点を都教委のつくる会教科書採択への抗議声明にも反映させる。  
出版社が内容に問題がある、としているのに、なぜ採択するのか、を加える。

## 3, 労働

### (1) 東京地評労働相談弁護団発足へ向けて

7月4日、団支部執行部と東京地評との懇談会を行った。30分の会議後、懇親会を持った。これまでの確認は以下の通り。

ア 名称は東京地評労働相談弁護団

イ 対象： 地評に来た相談 地区労からの事件 単産からの事件  
「働くのものいのちと健康を守る東京センター」からの過労死、労災の事件

ウ 春、秋の定例相談以外にもテーマを設けた相談を行う

- ・ 11月14日午後6時30分から結団式を行う。
- ・ 弁護団員を募集する。ぜひご応募下さい。個人事務所などからも応募を。若い人と経験のある人の両方を出してほしい。
- ・ 弁護団員の認識を共通させることが必要なので、年数回、定例弁護団会議を持ち、受任事件の経験交流をしたい。事件については報告書を出し、それで全体を把握できるようにする。

(2) 東京地評労働者の権利討論集会

11月3日 午前10～午後4時

場所 ラパスホール 午前 記念講演 午後 分科会

東京地評はこれまでやっていなかったが、これから毎年やる。

分科会は、企業再編 派遣請負、命と健康、不利益変更、などのテーマで。

自由法曹団東京支部が共催する。

この取組みをする中で地評との関係を深める。

(3) 9月3日夜 団本部労働問題委員会シンポジウム 場所 団本部

内容：非正規労働者の実態とその権利保障

日本経団連が、偽装請負正当化、直接雇用義務反対の「要望」を公表した。

4, その他

(1) 貧困の問題

日弁連が取り組むクレジットの法改正 9月22日割賦販売シンポの紹介

(2) 首都大学「総合危機管理講座」の特別区協議会・特別区職員研修所の関与についての見解を出す。23区は特別地方公共団体であり、都が税金を集めて再配分をしている。その23区の協議会で研修参加の負担をしている。

(3) 新潟の地震について

今後2年は原発を運転できない状況になっている。市民が断水しているのに自動車工場の水道を優先して直した点は問題である。

(4) 9月1日の東京都の防災訓練。今のところ米軍の直接参加は不明。

(5) 国際問題

国連人権委員会に日本政府のレポートが出されたので、団本部の国際問題委員会の団員も関わって現在カウンターレポートを準備している。政府は真実を書かないのでカウンターレポートは大事。

国連拷問禁止委員会報告会において、小池振一郎団員が話をする。(弁護士会館)

5, 若手学習会 9月26日(水) 午後6時30分～ 場所 団本部

テーマ 交通事故(自賠責と任意保険など) 講師 君和田伸仁団員

教科書訴訟 講師 加藤文也団員

6, サマーセミナー 憲法アンケートがまだの事務所はご協力を。多くのご参加をお待ちしています。

若手アンケートは8部あつまった。事務所アンケートは5部。引き続き集める。  
7, 支部35周年 記念出版物を出す。

30周年は、過去10年、20周年は回顧録のようなもの。35周年の記念誌は、過去35年間にウイングを伸ばすのか、4,5ページくらいの当日配布パンフのような小さなものでいいのではないか

#### 8, 特別報告 東京大空襲訴訟

原田敬三団員(南北法律事務所)、原告の星野ひろし氏、同金田茉莉氏から報告。

(1) まず、原田団員による紹介。

1945年3月10日の空襲の被害を中心として提訴した。常任は10名前後の弁護団。自由法曹団から多くの団員が名前を連ねた。

原告の平均年齢は74歳と大変高齢、それゆえに、裁判に踏み切った。原告のうち過半数は東京外の人。戦後の高度成長では地方から東京に人口が流入したが、被害者は東京外に多い。空襲の被害は星野さんから報告する。空襲の被害者として運動を続けてきた。

金田さんは空襲孤児として悲惨な経験をした。

国が民間犠牲者に何もしていないことへの怒り、イラク戦争など改憲の動きへの憂慮が原告を動かす。

(2) 原告団長 星野ひろし氏のお話。

一昨年、集団訴訟に打って出ることを遺族会の世話人会で確認、東京新聞がトップで報道した。シンポジウムをやっている時間がないので、自由法曹団を訪問し、弁護士による弁護団結成を要請した。原告団は112名、平均年齢74歳、56歳から最高齢が88歳、42%が孤児、金田さんが孤児の問題で運動をしてきた。東京では氏名記録運動を提唱した。東京都に働きかけ、東京都が協力、78097名の氏名が今記録されている。これが実現して遺族会を作ったところ、いろんな要求が出始めた。総会で訴訟を含め、指導をもらって5年前から中心メンバーで資料を集めて研究してきた。

軍人には対策をしているが、民間人について何にもしていない、という怒り。民間人犠牲者の追悼碑もない。05年11月5日、国会全会一致で追悼碑を作れ、という決議を可決したが、安倍内閣は本年4月、予算を凍結した。

原爆被害者の30名についての判決が出たとき、政府は、“施策なしの人がいるので被爆者に対しても施策ができない”、と言い訳していた。

軍人には1兆円の年金と予算が組まれていた。戦後合計55兆円は超えている。階級によって差がつけられている、ということは大変腹立たしい。05年の東京新聞の報道では、大佐と伍長は大きな差をつけている。

東京空襲それ自身の実相が孫子の代になったら忘れられてしまう。後世に伝え、過ちを二度と繰り返されないようにしたい。それぞれが活着しているうちにやるべきこと

をきちんとやりたい。

これを触発したのは、自衛隊のイラク派兵をはじめとした日本の変化。戦争の惨禍を二度と繰り返してはいけない、という思いで原告に加わる人がたくさんいる。

この真実を司法の場で明らかにする、ということが大切。

130回を超える空襲をされた。死者は3月10日だけで推定10万人。3月10日を皮切りにじゅうたん爆撃が始まった。現在の江東区、墨田区の本所、台東区浅草は壊滅。

原告が今まで語らなかったことを語るようになった。現在、訴状の勉強会をしているが、さまざまな話が出てきている。

どうにもならないけが人を見捨てて振り切った、焼け死んだ赤ちゃんを抱き上げたら、油でどうにもならなくなっていた。必ずまた生まれ変わるんだよ、と言って、静かに道の片隅に置いた、などである。

国民の生活は、全て統制下で戦争に動員されていった。昭和20年6月の「週報」には「近代戦は総力戦」これにそむく者は永遠に戦争犯罪人の汚名。と言うことを公式に訓令していた。

ドイツ・イタリアの敗戦国、フランスなどの戦勝国は、民間人犠牲者についても措置をとっている。今、真実を明らかにするのが必要。

### (3) 金田氏のお話

疎開から戻る当日の未明、すなわち戻る直前に空襲があり空襲直後の都内の体験、敗戦後の孤児としての苦勞を話された。

「ガラスのうさぎ」の作者高木敏子さんのような人は孤児の中では少ない。孤児は学校を出ていない人が多い。当時は子どもなので経験したことを言葉として話をするのができなかった。60年と言う歳月は必要だった。今、話しておかないと後がない。孤児がいなかったことになってしまう。ポツポツ、話し始めた。病院に入ったり、精神に異常をきたした人もいる。同じ轍を踏まないためにも、過去の話ではなく未来に発信しなければならない、生き証人として話しておこう、ということ。

軍人については、3親等、ひ孫まで弔慰金が支給されている。その点からしても、日本はいまだに軍事国家である。戦争になって苦しむのは女性や子どもたちである。

### (4) 原田団員による解説

訴状作成の中で分かったのは、死因は焼死の他、窒息死、一酸化炭素中毒死、ショック死、凍死、溺死など多様である。

3月10日、4月、5月と東京では空襲があった。5月の空襲は面積に比べて死者は少ない。家を守っても無駄、と分かったため。

東京大空襲の被害と質は世界にアピールされていない。

学童疎開については、国は家族が死ぬとすることを予想していたが、子供を親戚に押し付けたということ。孤児は奴隷同然に働かされた。生きている人間の人権の問題。

他の戦後補償裁判と異なり、戦時災害保護法があるにも関わらず適用されていない。  
アメリカは、焼夷弾（ナパーム弾）無差別じゅうたん爆撃、どうやったら燃えるかと言う実験を行った。費用も原爆開発の3倍かかっている。

『東京を爆撃せよ - 米軍作戦任務報告書は語る』（新版）奥住喜重・早乙女勝元著  
1部2000円で販売しております。また東京大空襲訴訟訴状を無料でおわけします（部数に限りがあります）。東京支部までご連絡下さい。



## 日誌 7/16 ~ 8/16

- 7月17日 自由法曹団警察問題委員会
- 18日 自由法曹団教育問題対策本部
- 20日 自由法曹団改憲阻止対策本部 / 東京地評「労働者の権利」討論集会企画委員会
- 21日 自由法曹団常任幹事会 / 自由法曹団組織財務委員会
- 23日 自由法曹団国際問題委員会 / 自由法曹団将来問題委員会
- 24日 日本国民救援会東京都本部第9回常任委員会
- 26日 東京地評との懇談 / 東京支部幹事会 / 「都教委による『つくる会』歴史、公民教科書の採択に抗議する」声明発表 / 石原東京都知事に対し靖国神社への参拝中止を求める要請書発表
- 29日 自由法曹団改憲阻止討論集会 in 奈良 / 参議院議員選挙投票日
- 30日 自由法曹団改憲阻止討論集会 in 奈良
- 31日 都知事への要請・靖国参拝の中止を求める / 都教委への抗議・「つくる会」歴史、公民教科書採択
- 8月 1日 「日本軍「慰安婦」問題についての日本の公式謝罪を求める」声明発表
- 3日 自由法曹団労働問題委員会 / 自由法曹団司法問題委員会 / 自由法曹団事務局会議 / 第2東京弁護士会主催憲法シンポ「改憲は貧困を解決するか？」
- 4日 日本国民救援会東京都本部第10回常任委員会
- 7日 改憲暴走安倍内閣は退陣を！緊急院内集会（5.3 憲法集会実行委員会）
- 9日 憲法改悪に反対する東京共同センター共同宣伝・新宿西口
- 13日 ~ 17日 夏期休暇

